

送達場所の届出について

山形家庭裁判所調停係

裁判所があなた宛てに書類を送付する際に、裁判所が送付する書面のほとんどは普通郵便で送付しますが、審判、決定及び調書の謄本等は、特別送達郵便（配達担当者が対面で郵便物を渡し、受領印等をいただく方法）等で送達する場合がありますので、今後、裁判所があなた宛てに書類を送付や送達する際の書類の送達場所を教えてください必要があります。

記載するにあたっては、方書きがある場合は方書きを、集合住宅の場合は、建物名・部屋番号名まで、特に勤務先の場合には、社名・店名まで正確に記載してください。

送達場所は、日本国内に限ります。

送達場所として届け出た場所に通常あなたがいない場合で、ほかの方に書類を受け取ってもらいたい場合には、その方を送達受取人として届け出ることができます。

送達場所の届出があった場合は、以後の送達は、その届出場所にあててなされます。

送達場所として届け出た場所宛てに裁判所が書面を送達したところ、不在や転居等の理由により実際に受領しなかったときでも、その書面を受け取ったものとして扱われることがありますので、記載にあたってはご注意ください。

この「送達場所の届出書」の非開示を希望する場合には、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入して、この届出書の上にステープラー（ホチキスなど）で付けて一体として提出してください。

また、一度届け出た内容に変更が生じた場合、書面で送達場所等の変更を届け出ない限り、届出のあった住所等に送達をすることになりますので、この「送達場所の届出書」の「変更届」欄にチェックを入れた上で必要事項を記入し、必要に応じて「非開示の希望に関する申出書」を添付して、速やかに提出してください。

令和 年 (家イ) 第 号

送 達 場 所 の 届 出 書 (□変更届)

山形家庭裁判所 御中

1 送達場所

標記の事件について、書類は次の場所に送達してください。

- ☐ 申立書記載の住所のとおり
☐ 申立書記載以外の下記の場所

〒

場所： _____

場所と本人との関係： ☐住所 ☐就業場所（勤務先）

☐その他 _____

2 送達受取人（1で「その他」を選択した場合には、必ず記載してください。）

_____（氏名） _____（あなたとの関係）

3 平日午前8時30分から午後5時頃までの連絡先

携帯電話番号： _____
↓
固定電話番号（☐自宅／☐勤務先）： _____

- ☐ できる限り、☐携帯電話／☐固定電話への連絡を希望する。

裁判所から固定電話に連絡するとき、電話に出られた方に「裁判所」と名乗ってよいですか。

☐よい ☐よくない

送達場所として届け出た場所宛に裁判所が書面を送達したところ、不在や転居等の理由により実際に受領しなかったときでも、その書面を受け取ったものとして扱われることがありますので、ご注意ください。

1ないし3について非開示を希望する場合には、非開示の希望に関する申出書を作成して、その申出書の下に本書面をステーブラーで付けて一体として提出してください。

送達場所等について非開示を希望する場合には、原則として、開示により当事者や第三者の私生活・業務の平穏を害するおそれがあると解し、開示することはしない取り扱いになっておりますので、その他の理由がなければ、非開示の希望に関する申出書の第2項（非開示希望の理由）に記載する必要はありません。

令和 年 月 日

☐申立人／☐相手方 氏名： _____ 印